

新型コロナウイルス感染症の影響により 経営の安定に支障を生じている県内中小企業の方へ

資料9

新型コロナウイルスによる影響を受けている場合には、「災害枠」と別枠で次の資金をご利用いただけます。

青森県特別保証融資制度 経営安定化サポート資金「経営安定枠」

融資対象：

(1) 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの

(2) 売掛債権回収の長期化、売掛債権の回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じているもの(※)

(※) 「その他の事由」に新型コロナウイルスの影響が該当します。

資金使途： 運転資金

融資限度額： 4,000万円（「災害枠」と別枠で利用可能）

融資期間： 10年以内（うち据置期間2年以内）

融資利率： 取扱金融機関所定利率から年0.8%引き下げた利率（下限1.6%）
「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。

保証料率： 原則年0.45～1.90%（セーフティネット保証4号：0.95%、
セーフティネット保証5号：0.86%）

詳細は下記HPを御覧下さい。

■取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

■問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368

■県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索